埼玉西部消防組合標準委託契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の仕様書（業務説明書及びこれらに対する質問回答書を含む。）及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合には発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　受注者は、この約款若しくは仕様書等に特段の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

６　この約款における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に定めがある場合を除き、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

８　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第１条の２　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（委託の範囲）

第２条　この契約に基づく委託の範囲及び内容は、仕様書等に定めるとおりとする。

２　前項の仕様書等に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（契約の保証）

第３条　受注者は、契約保証金を免除された場合を除き、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

⑷　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑸　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、業務委託料の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料額の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　発注者は、成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

－条文（A）－

（権利の帰属）

第５条　この契約の成果物に係る一切の権利は、発注者に帰属する。

－条文（B－１）－

（建築設計業務に係る著作権の帰属）

第５条　この契約が建築設計業務の委託の場合において、成果物（第２１条に規定する一部完了部分に係る成果物を含む。以下この条から第５条の５までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、同法第２章及び第３章に規定する著作者の権利（以下、この条から第５条の５までにおいて「著作権等」という。）は、同法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

（著作物等の利用の許諾）

第５条の２　受注者は発注者に対し、次に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

⑴　成果物を利用して建築物を１棟（成果物が２以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき１棟ずつ）完成すること。

⑵　前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

２　受注者は、発注者に対し、次に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

⑴　本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

⑵　本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

（著作者人格権の制限）

第５条の３　受注者は、発注者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

２　受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

⑴　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

⑵　本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

３　受注者は、前条の場合において、著作権法第１９条第１項及び第２０条第１項の権利を行使しないものとする。

（著作権等の譲渡禁止）

第５条の４　受注者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第２章及び第３章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害の防止）

第５条の５　受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

２　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対しての損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

－条文（B－２）－

（建築設計業務に係る著作権の譲渡等）

第５条　この契約が建築設計業務の委託の場合において、受注者は、成果物（第２１条に規定する一部完了部分に係る成果物を含む。以下この条から第５条の４までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第２章及び第３章に規定する著作者の権利（同法第２７条及び第２８条の権利を含む。以下この条から第５条の４までにおいて「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（同法第２章及び第３節第２款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

（著作者人格権の制限）

第５条の２　受注者は、発注者に対し、次に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に規定する権利を行使してはならない。

⑴　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

⑵　本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

⑶　本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

⑷　本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

２　受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

⑴　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

⑵　本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

３　発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に規定する権利を行使してはならない。

（受注者の利用）

第５条の３ 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

（著作権の侵害の防止）

第５条の４　受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

２　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

－条文（C）－

（土木設計業務に係る著作権の譲渡等）

第５条　この契約が土木設計業務の委託の場合において、受注者は、成果物（第２１条に規定する一部完了部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３　発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第４５条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

６　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第１０条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第１２条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

【注】条文（Ａ）、（Ｂ－１）、（Ｂ－２）、（Ｃ）は当該業務の内容に応じて、選択的に適用する。

（再委託等の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

３　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第７条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第８条　発注者は、監督員を定めたときは、書面（様式第１号）をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

⑴　契約の履行についての受注者、受注者の現場責任者又は技術管理者に対する指示、承諾又は協議

⑵　仕様書等に基づく工程管理、立会い、履行状況の検査又は確認

３　監督員は、受注者の業務の履行に関し、必要な連絡指導及び第１１条の業務の調査等を行うものとする。

（現場責任者及び技術管理者）

第９条　受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、書面（様式第２号及び様式第３号）をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督をしなければならない。

３　技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

４　現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

（業務従事者名簿の作成等）

第１０条　受注者は、契約締結後、速やかに当該業務に係る業務従事者名簿（様式第４号）を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、契約締結後、速やかに前項で作成した業務従事者名簿の中から主任技術者を選任し、その者の経歴とともに発注者に届け出なければならない。その者を変更したときも同様とする。

３　主任技術者は、おおむね５年以上の経歴を有し、この業務と同等以上の業務に従事した者でなければならない。

４　主任技術者は、この業務の履行に関し、業務従事者の指揮監督及び技術上の管理をしなければならない。

５　発注者は、主任技術者について著しく不適当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（業務の調査等）

第１１条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（履行報告）

第１２条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（打合せ）

第１３条　主任技術者は、必要に応じ監督員と打合せを行い、業務を実施し、必要に応じ打合せ記録を提出するものとする。

２　受注者は、仕様書等に疑義を生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

（業務実施計画書）

第１４条　受注者は、契約締結後、速やかに仕様書等に基づいて業務実施計画書（様式第５号）を作成し、発注者に提出しなければならない。

（業務工程表の提出）

第１５条　受注者は、発注者から業務工程表（様式第６号の１及び様式第６号の２）及び業務委託料内訳書（様式第７号）の提出を求められたときは、１４日以内に仕様書等に基づいて業務工程表及び業務委託料内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

（資料の貸与及び返還）

第１６条　受注者は、業務の実施に必要な関係資料の貸与を発注者に申し出ることができるものとする。

２　受注者は、前項の資料を、善良な管理のもとに取り扱い、業務完了後又は第３０条第１項、第３１条各号及び第３２条各号に該当した場合は、速やかに発注者に返還しなければならない。

（業務の内容の変更、中止等）

第１７条　発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行期間の延長）

第１８条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第１９条　業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（検査及び引渡し）

第２０条　受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面（様式第８号）をもって発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から１０日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を書面をもって受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前２項の規定を適用する。

４　受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならない。

（一部完了部分の検査及び引渡し）

第２１条　業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、発注者は、当該部分については引き渡しを請求することができる。

２　前項の場合においては、前条の規定を準用する。

（業務委託料の支払い）

第２２条　受注者は、第２０条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続きに従って業務委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、その請求書が到着した日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（履行遅延の場合の違約金）

第２３条　受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

２　前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、業務委託料に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止等法」という。）第８条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が１００円に満たないときは、これを徴収しない。

３　発注者の責めに帰すべき理由により、前条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に契約日における支払遅延防止等法第８条第１項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が１００円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に１００円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（談合等の不正行為に係る損害の賠償）

第２４条　この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の１０分の２に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２号の規定により取り消された場合を含む。）

⑵　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

⑶　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷　この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第８９条第１項に規定する刑が確定したとき。

⑸　この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

３　受注者が前２項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における支払遅延防止等法第８条第１項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（前金払）

第２５条　受注者は、保証事業会社と、委託期間を保証期間として同条第５項に規定する保証契約を締結したときは、発注者に対して、業務委託料の１０分の３に相当する額の範囲内で業務委託料の前払金の支払いを請求することができる。ただし、業務委託料の額が３００万円を超えるものに限るものとする。

２　前項の前払金の額は５００万円を限度とし、１０万円未満の端数は切り捨てるものとする。

３　受注者は、第１項の前払金を請求するときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。

４　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、その日から起算して１４日以内に前払金を支払うものとする。

５　業務内容その他の理由により著しく業務委託料を増額した場合において、受注者は、その増額後の業務委託料の１０分の３に相当する額から受領済みの前払金額（以下「前払金額」という。）を差し引いた額に相当する額の前払金を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

６　業務内容その他の理由により著しく業務委託料を減額した場合において、前払金額が減額後の業務委託料の１０分の４に相当する額を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金額の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定めるものとする。

７　発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しないときは、その未返還額につき、その遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止等法第８条第１項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算して得た額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

（部分払）

第２６条　受注者は、業務の履行完了前に、業務の履行済部分に相応する業務委託料相当額について、契約書記載の回数以内において次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。

２　受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の履行済部分について、履行済みであることの確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なくその確認を行い、受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

４　前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項中「業務委託料相当額」とあるのは、「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（保証契約の変更）

第２７条　業務委託料について第２５条第５項の増額若しくは同条第６項の減額をした場合又は業務内容の変更その他の理由により委託期間を延長し、若しくは短縮した場合においては、受注者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

（前払金の使用）

第２８条　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（契約不適合責任）

第２９条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第３０条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第３２条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第３１条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

⑵　履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

⑶　技術管理者を配置しなかったとき。

⑷　正当な理由なく、第２９条第１項の履行の追完がなされないとき。

⑸　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第３２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第４条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

⑵　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

⑶　受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑷　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

⑸　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑺　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

⑻　第３４条又は第３５条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑼　受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３３条　第３１条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第３４条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第３５条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第１７条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

⑵　第１７条の規定による業務の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３６条　第３４条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第３７条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第２１条に規定する一部完了部分の引渡しに係る部分については、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第３８条　この契約が業務の完了前に解除された場合において、第２５条の規定による前払金があったときは、受注者は、第３１条、第３２条又は次条第３項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第２１条の規定により一部完了部分の引渡しをしているときは、その一部完了部分の引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて契約日における支払遅延防止等法第８条第１項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第３０条、第３４条又は第３５条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第２項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第２５条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第２１条の規定により一部完了部分の引渡しをしているときは、その一部完了部分の引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第３項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第３１条、第３２条又は次条第３項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における支払遅延防止等法第８条第１項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第３０条、第３４条又は第３５条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

３　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第２１条に規定する一部完了部分の引渡しに係る部分及び前条第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第６条第１項又は第２項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

５　前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

⑴　業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第３１条、第３２条又は次条第３項によるときは受注者が負担し、第３０条、第３４条又は第３５条によるときは発注者が負担する。

⑵　調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

６　第４項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

【注】第４項から第６項までは、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

７　第３項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第３１条、第３２条又は次条第３項によるときは発注者が定め、第３０条、第３４条又は第３５条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

【注】下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。

８　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第３９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　履行期間内に業務を完了することができないとき。

⑵　この契約の成果物に契約不適合があるとき。

⑶　第３１条又は第３２条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　第３１条又は第３２条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

⑵　成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５（A）　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止等法第８条第１項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。

５（B)　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止等法第８条第１項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。

【注】（Ｂ）は、発注者が業務の遅延による著しい損害を受けることがあらかじめ予想される場合に使用する。

６　第２項の場合（第３２条第７号及び第９号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第４０条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第３４条又は第３５条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第２２条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止等法第８条第１項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第４１条　発注者は、引き渡された成果物に関し、第２０条第４項（第２１条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（負担区分）

第４２条　この業務を履行するため、受注者が使用する電力、ガス、給水及び電話の料金等は、受注者が負担する。ただし、発注者の管理施設等で業務を履行する場合、必要最小限については、それぞれの負担区分によるものとする。

（受注者の業務従事者の災害に対する措置）

第４３条　受注者は、業務の履行に関して生じた受注者の業務従事者の災害については全責任をもって措置し、発注者は何ら責任を負わない。

（受注者の法令上の責任）

第４４条　受注者は、業務従事者にかかる労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）そのほか労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第４５条　受注者は、業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

（個人情報の保護）

第４６条　受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（定めのない事項等）

第４７条　この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

　（基本事項）

第１　この契約により、埼玉西部消防組合（以下「発注者」という。）から業務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を遂行するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、埼玉西部消防組合個人情報保護条例（平成２５年条例第９号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

　（秘密保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

　（厳重な保管及び管理並びに搬送）

第３　受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び管理並びに搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。

２　受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに関し、管理責任者を定めなければならない。

３　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織（電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って業務を処理する組織をいう。）を利用してこの契約による業務に係る個人情報を処理するときは、受注者以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

　（再委託の禁止）

第４　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

　（収集の制限）

第５　受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

　（目的外利用等の禁止）

第６　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　（複写及び複製の禁止）

第７　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

　（事故発生時の報告義務）

第８　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

　（個人情報の返還又は処分）

第９　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約の履行に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

　（発注者による監査）

第１０　発注者は、この契約による業務に係る個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受注者に対して個人情報を取り扱う業務の管理状況等について監査を行うことができるものとし、受注者は、これに協力し必要な情報を提供しなければならない。

　（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１１　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

　（その他）

第１２　受注者は、前第１から第１１に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。